

試験問題（解答時間50分）（100点）

Ⅲ. 所得税法

問1

以下の文章は青色申告制度について述べたものである。□ A □ から □ I □ の中に、あてはまるものを解答欄の選択肢の中から選びなさい。（計9点）

- (1) 不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずべき業務を行う居住者は、納税地の所轄税務署長の承認を受けた場合には、確定申告書を青色の申告書により提出することができる。

その年分以後の各年分の所得税につき青色申告の承認を受けようとする居住者は、その年 □ A □ までに所定の事項を記載した □ B □ を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

なお、その年の1月16日以後新たに業務を開始した場合には、その業務を開始した日から □ C □ に □ B □ を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

- (2) 税務署長は、□ B □ の提出があった場合において、その申請につき承認又は却下の処分をするときは、その申請をした居住者に対し、書面によりその旨を通知する。

なお、□ B □ の提出があった場合において、その年分以後の各年分の所得税につき青色申告の承認を受けようとする年の □ D □ までにその申請につき承認又は却下の処分がなかったときは、その日においてその承認があったものとみなす。

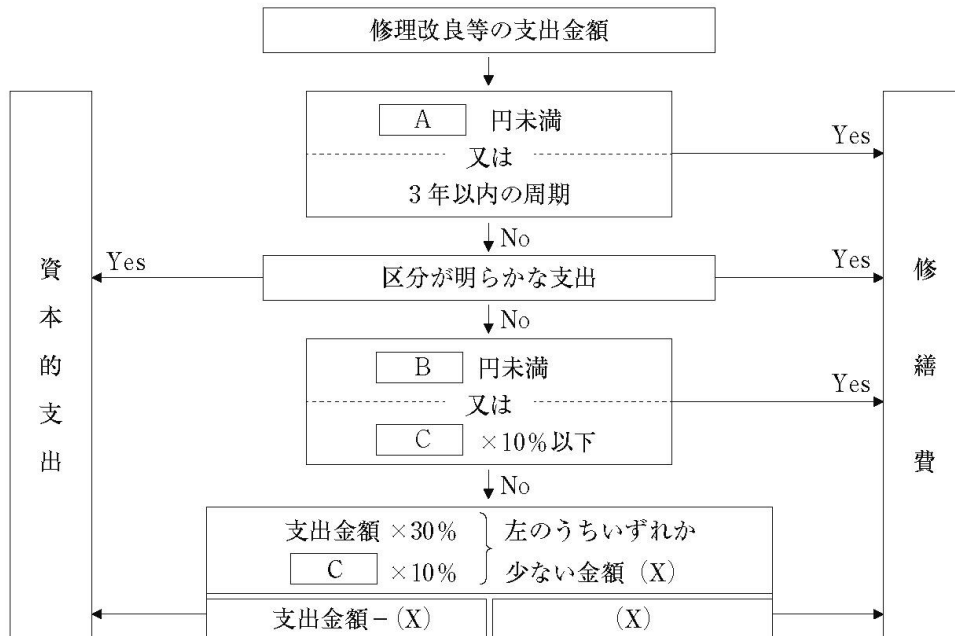
- (3) 青色申告者は、業務につき □ E □ を備えつけて、これに □ F □ 所得の金額、事業所得の金額及び山林所得の金額に係る取引を記録し、かつ、その □ E □ を保存しなければならない。

- (4) 青色申告者で不動産所得又は事業所得を生ずべき □ G □ を営むものが、当該 □ G □ につき帳簿書類を備え付けてこれにその年分の不動産所得又は事業所得の金額に係る取引を記録し、電子申告により申告している場合（これらの所得の金額に係る一切の取引の内容を詳細に記録している場合に限る。）には、その年分の不動産所得の金額又は事業所得の金額は、□ H □ 万円とこの規定の適用前の不動産所得の金額又は事業所得の金額の合計額のいずれか少ない金額を控除した金額とする。

なお、期限後申告となった場合には、□ H □ 万円控除は適用されず、□ I □ 万円控除となる。

問2

以下のフローチャートは資本的支出と修繕費の区分の体系を示したものである。これに関して、以下の設問に答えなさい。(計14点)



(設問1) 空欄 、、 に入る数字又は語句を解答欄から選択しなさい。

(設問2) 表中の「区分が明らかな支出」について、次に掲げる支出を、資本的支出に該当するか、修繕費に該当するかを解答欄から選択しなさい。

- ① 通常の維持管理費用
- ② 建物の避難階段の設置
- ③ 用途変更のための模様替え
- ④ 原状回復費用

問3

以下の文章は、生計を一にする親族に対して対価を支払った場合の取り扱いについて述べたものである。

A から H の中に、あてはまるものを解答欄の選択肢の中から選びなさい。(複数選択可) (計16点)

居住者甲と生計を一にする乙(甲の妻)は、甲の営む事業所得を生ずべき事業に従事しているため、甲から給与の支払いを受けている。また、甲は、甲と生計を一にする丙(甲の長男)から事業用の建物を賃借しており、その賃料を支払っている。なお、甲は前年以前より青色申告の承認を受けている。

(1) 甲が乙に支払った給与の額は、原則として甲の事業所得の計算上 A 。

ただし、その年分以後の各年分の所得税につき、青色事業専従者給与の必要経費算入の特例の適用を受けようとする場合は、その年 B まで(その年1月16日以後新たに事業を開始した場合には、その事業を開始した日から C 月以内)に、所定の事項を記載した「青色事業専従者給与に関する D 」を納税地の所轄 E に提出しなければならない。

(2) 甲が丙に支払った建物の賃料は、甲の事業所得の計算上 F 。

(3) 丙から賃借している建物の減価償却費は、甲の事業所得の計算上 G 。

(4) 乙が支払いを受けた給与の額及び丙が支払いを受けた賃料は、乙及び丙のそれぞれの各種所得の金額の計算上 H 。

ア. 収入金額とする	イ. 申請書	ウ. 12月31日	エ. 税務署長
オ. 必要経費に算入する	カ. 必要経費に算入しない	キ. 3月15日	ク. 1
ケ. ないものとみなす	コ. 2	サ. 届出書	シ. 6
ス. 国税局長	セ. 申出書	ソ. 3月31日	

問4

次のそれぞれの設問につき、物品販売業を営む居住者乙の本年分の事業所得の金額を計算しなさい。

については解答欄から選択し、それ以外は直接数値を入力しなさい。 (計22点)

乙は、物品販売業につき青色申告の承認申請書を提出した事実はない。

乙の作成した本年分の物品販売業に係る損益計算書は次のとおりである。

		損益計算書					
		自令和5年1月1日	至令和5年12月31日	(単位：円)			
売	上	原	価	売	上	高	6,700,000
給			与				
退		職	金				
営		業	費				
当		年	利				
			益				
合		計		合		計	6,700,000

(付記事項)

1. 売上高、売上原価及び営業費は適正額である。
2. 給与には、本年3月1日より乙の営む物品販売業に専ら従事している長男（乙と生計を一）に対して支払った給与1,500,000円が含まれている。
3. 退職金は、本年12月に退職した従業員に対して支払った退職金500,000円と前年以前より乙の営む物品販売業に専ら従事しており、本年4月に退職した次男（乙と生計を一）に対して支払った退職金200,000円との合計額である。

(単位：円)

摘 要	金 額	計 算 過 程
事業所得	<input type="text" value="K"/>	(1) 総収入金額 6,700,000 (2) 必要経費 (<input type="text" value="J"/>) ① 売上原価 <input type="text" value="A"/> ② 給与 2,000,000 - <input type="text"/> = <input type="text" value="B"/> ③ 退職金 <input type="text" value="C"/> ④ 営業費 <input type="text" value="D"/> ⑤ 事業専従者控除額 (i) <input type="text" value="E"/> (ii) $\frac{(1)-(2)①\sim④}{1 + \text{F}} = \text{G}$ (iii) (i) <input type="text" value="H"/> (iv) ∴ <input type="text" value="I"/> (3) (1)-(2) = <input type="text" value="K"/>

問5

居住者甲の本年分の一時所得の金額を計算しなさい。

A B C E は解答欄から選択、それ以外は解答欄に数値を直接入力しなさい。

(計12点)

- (1) 本年9月にA生命保険契約に基づく満期保険金3,800,000円及びB生命保険契約に基づく満期保険金800,000円を取得している。

なお、契約に基づき満期までに甲が支払った保険料の合計額は、それぞれA生命保険契約に係る保険料1,400,000円及びB生命保険契約に係る保険料1,100,000円である。

- (2) 本年12月に甲の父が死亡したことにより、C生命保険契約に基づく死亡保険金3,000,000円を取得している。
 なお、この保険に係る保険料は総額2,000,000円であり、全額甲の父が支払っている。

- (3) 本年12月に甲の父が死亡したことにより、D生命保険契約に基づく死亡保険金2,000,000円を取得している。
 なお、この保険に係る保険料は総額1,700,000円であり、全額甲の母が支払っている。

(単位：円)

摘 要	金 額	計 算 過 程
一 時 所 得	<input type="text"/> G	(1) 総収入金額 () ① A 保険金 3,800,000 ② B 保険金 <input type="text"/> A ③ C 保険金 <input type="text"/> B ④ D 保険金 <input type="text"/> C (2) その収入を得るために支出した金額 <input type="text"/> + <input type="text"/> + <input type="text"/> + <input type="text"/> = <input type="text"/> D (3) 特別控除額 {(1)-(2)} <input type="text"/> E 500,000 ∴ <input type="text"/> F (4) (1)-(2)-(3) = <input type="text"/> G

問6

次の資料に基づき、居住者甲（年令66歳）の令和5年（以下「本年」という）分の課税標準額を最も有利な方法で計算しなさい。 、、、 以外は解答欄に数値を直接入力しなさい。（計27点）

〈資料I〉

甲は、本年3月1日から物品販売業を営んでおり、これに関する明細は次のとおりである。
 なお、甲は「青色申告の承認申請書」は提出していない。

	自令和5年3月1日	至令和5年12月31日	(単位：円)
本年商品仕入高	9,235,000	本年商品売上高	12,845,000
営業費	936,782	年末商品棚卸高	2,300,000
減価償却費	2,121,540	雑収入	1,865,926
本年利益金	4,717,604		
合計	17,010,926	合計	17,010,926

(付記事項)

- 本年商品売上高は、商品Aの販売金額である60,000円が含まれている。
 甲は本年において販売価額100,000円（取得価額75,000円）の商品Aを40,000円で販売している。これは広告宣伝の一環として行われたバーゲンセールによるものである。
 このほか、本年12月25日に得意先に引き渡した商品B（販売価額105,000円、取得価額80,000円）があるが本年商品売上高には含まれていない。
- 年末商品棚卸高は、最終仕入原価法に基づく原価法により計算した金額であり、商品Bの取得価額80,000円は得意先に引き渡しが行われているため上記金額には含まれていない。
 なお、甲は棚卸資産の評価方法について、何ら選定の届出を行っていない。
- 雑収入には次のものが含まれている。

(1) 仕入に伴って取得した空き箱の売却収入	3,000円
(2) 取引先に対する貸付金の利子	145,000円
(3) 倉庫の焼失による損害につき取得した保険金	850,000円

 この倉庫は商品を保管するためのものであるが、本年10月に火災により焼失している。
 なお、この倉庫の損失発生時点の未償却残高は2,500,000円である。

(4) 倉庫に保管されていたため焼失した商品Cに係る保険金	350,000円
-------------------------------	----------
- 営業費には次のものが含まれている。

(1) 物品販売業に係る資産の固定資産税	130,000円
----------------------	----------

 この金額は令和5年分の固定資産税である。

(2) 損害賠償金	300,000円
-----------	----------

 甲は、商品配達中に人身事故を起こしたため、被害者に対し損害賠償金300,000円を支払っている。
 なお、この事故に関して甲に故意又は重大な過失はなかった。

(3) 商品保管用倉庫の敷地の賃借料	150,000円
--------------------	----------

 本年対応分として適正な金額である。
- 減価償却費は、次に掲げる資産を除き、適正に計算された金額である。
 なお、これらの資産はいずれも取得と同時に物品販売業の事業の用に供されており、減価償却資産の償却方法については定額法を選定している。

資産	取得年月	取得価額	法定耐用年数
店舗	令和5年3月	47,500,000円	39年
備品D	令和5年8月	580,000円	8年
備品F	令和5年3月	180,000円	5年
備品G	令和5年3月	75,000円	8年

(参考資料)

・減価償却資産の償却率表（抄）

	5年	8年	39年
定額法	0.200	0.125	0.026

- 甲は得意先Hに対し、売掛金250,000円を有していたが、得意先Hは本年11月に再生計画の認可決定を受けており、甲の有する売掛金の全額が切り捨てられることになった。

(単位：円)

摘 要	金 額	計 算 過 程
事 業 所 得	□ Y □	<p>(1) 総収入金額 □</p> <p>① 本年商品売上高 $12,845,000 + \square A = \square B$</p> <p>② 雑収入 $1,865,926 - 3,000 - 145,000 - \square C - 350,000 = \square D$</p> <p>③ 空き箱収入 3,000</p> <p>④ 貸付金の利子 145,000</p> <p>⑤ 商品C保険金 □ E □</p> <p>(2) 必要経費</p> <p>① 売上原価 $9,235,000 - \square F = \square G$</p> <p>② 資産損失 $\square H - \square I = \square J$</p> <p>③ 営業費 $936,782 - \square K - 300,000 - 150,000 = \square L$</p> <p>④ 固定資産税 130,000</p> <p>⑤ 損害賠償金 300,000</p> <p>⑥ 倉庫の敷地賃借料 150,000</p> <p>⑦ 減価償却費</p> <p>(イ) 店舗 $47,500,000 \times \square M \times \frac{\square N}{12} = \square O$</p> <p>(ロ) 備品D $580,000 \times \square P \times \frac{\square Q}{12} = \square R$</p> <p>(ハ) 備品F $180,000 \square S 200,000$ $\therefore \square T \times \frac{1}{3} = \square U$</p> <p>(ニ) 備品G $75,000 \square V 100,000 \therefore \square W$</p> <p>(ホ) その他 2,121,540</p> <p>(ヘ) (イ)から(ホ)合計 = □</p> <p>⑧ 貸倒損失 □ X □</p> <p>(3) (1)-(2) = □ Y □</p>